

こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 124 2013.4.14 連絡先 402-1622 >

4月28日は・・・「従属と屈辱の日」

4月28日、安倍内閣は「主権回復・国際社会復帰を記念」する式典を開こうとしています。1952年のこの日は、サンフランシスコ講和条約（サ条約）と日米安保条約が発効した日です。日本は形式的には独立国したものの、二つの条約によってアメリカへの従属的な地位に縛り付けられたというのが歴史の真実です。日本共産党はこのような式典は中止することを強く求めています。

サ条約はアメリカの世界戦略に反対しない48カ国とだけ結ばれたもので、日本軍国主義の被害を受けた中国、韓国、朝鮮は招待すらされず、ソ連なども調印しませんでした。また、3条で沖縄などがアメリカの統治下におかれ、2条C項で千島列島を放棄しました。さらに、「日本に平和的・民主的政府が樹立された段階での占領軍撤退」を明記したポツダム宣言に反して6条で「協定に基づく外国軍の駐留を妨げない」とし、安保条約1条によりアメリカ軍の占領状態を継続させました。この安保条約は、完全には秘密交渉のもとで結ばれ、サ条約の調印式には7人の全権代表が出席したのに対し、安保条約の署名は当時の吉田首相氏だけでした。国内は厳しい報道統制が敷かれ、一切の批判を許さない戒厳令的な状態でした。

このように、サ条約と安保条約は当時の支配層を含め、ほとんどの日本人が内容を知らされず、また、納得がいかないまま押し付けられたものです。その出発点である4月28日を「主権回復」として祝うのは、歴史の偽造です。



同時に、この動きが、日本国憲法を安倍政権のいう「主権回復」以前に制定されたものとして、その改変を求める動きと一体のものであることもきわめて重大です。

みち子のひとりごと パソコン

家で使っているパソコンがとうとう隠居することになりました。一つの動作をするのに、とにかく時間がかかります。パソコンの前で待っていらなくても別の用をすませて部屋に戻っても変化なし、ということが多くなりました。このパソコンは茨城で必要に迫られて買ったもので、本体に貼ってあるシールには「15年春モデル」と書いてありまして、10年間使ったことになりました。お店で10年使った話をすると、「今は4年くらいで買い替えることが多いですよ、すごいですね」とお褒めの言葉。大きなトラブルもなく本当によく働いてくれたものです。新しいパソコンは楽しみですが、初期設定がややこしいので出張設定を頼みました。パソコンが届く日までに、部屋の掃除をしておかなくては・・・。



こんにちは！
原 やすひさ です



福島原発の高濃度の放射能汚染水が地下貯水槽からただ漏れ続けている。7日には別の貯水槽からも漏れ出して汚染水が毎日400トンずつ増え続けている。それをタンク

に溜めている。気になるのはそのただ漏れ汚染水の行方だ。東電は「海洋への流出はない」というが、これを真にうける人がいる。東電は「地下に地下水は建屋内に地下水を12本も掘つて汚染水を大量の高濃度汚染水が地下水に流入している。汚染水

がいったん地下水に入ると放射性物質の放出は当然、除去はできないし、当然、海にも流れ出す。放射性物質を環境中に出さないことが最優先なのに、政府と東電は最悪のことをやっていたわけだ。汚染水ひとつまたも処理できないうちが「再稼働」といって、原発の「再稼働」を口にしていて。

(参議院和歌山選挙区
予定候補)

孫崎 享氏 連続して講演

孫崎享(まごさきうける)氏プロフィール

1943年 旧満州国鞍山生まれ。1966年 東京大学法学部中退、外務省入省。英国、ソ連、米国(ハーバード大学国際問題研究所研究員)、イラク、カナダ(公使)勤務を経て、駐ウズベキスタン大使、国際情報局長、駐イラン大使を歴任。2002年より防衛大学校教授。この間公共政策学科長、人文社会学群長を歴任。2009年3月退官。著書に『日本外交 現場からの証言』(第2回山本七平賞受賞、中央公論社)、『日米同盟の正体』『情報と外交』『日本の領土問題 尖閣・竹島・北方領土』『不愉快な現実』『戦後史の正体』等。

青法協憲法記念行事 憲法を考える夕べ

戦後日本外交の歴史と展望

～自主と追隨の戦い～

とき 4月26日(金)

午後5:30開場 6:00開演

ところ 和歌山県民文化会館小ホール

主催 青年法律家協会和歌山支部

5.11県民のつどい 5月の風に We Love 憲法

領土問題と憲法9条

国際紛争の平和的解決のために

とき 5月11日(土)

午後1:00開場 1:30開演

ところ プラザホープ4F

主催 憲法九条を守るわかやま県民の会

第三章 国民の権利及び義務

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。